

登録教習機関の業務休止に関する公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条の規定による届出があったので、同法第112条の2第2項第2号並びに同法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称、住所及び代表者氏名  
登録教習機関名称：建設業労働災害防止協会  
住所                  ：東京都港区芝5丁目35番2号  
代表者氏名          ：会長 今井 雅則
- 2 休止する業務の範囲  
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（兵労基衛登録第11号）
- 3 休止年月日  
令和5年3月31日
- 4 休止の期間  
令和5年3月31日から令和6年3月30日まで

令和5年2月13日

兵庫労働局長

